

元朝「宣政院」考

—その二面的性格を中心として—

藤 島 建 樹

一

モンゴル人によって樹立された元帝國は、その支配体制はモンゴル人優位に定めつつも、統治組織をおおむね中国伝統のそれにもとめて、政権の維持につとめた。しかし、それをさらに詳細に眺めたとき、元朝特有といえるものも決してすくなくないことに気付く。その一つが、かつて野上俊靜教授によつて紹介された「宣政院^①」と呼ばれる官署である。その特有性は、単に同名を冠した役所が、未だ曾つて存在しなかつたことだけではない。『元史』卷八七、百官志三の宣政院の項に

と記される如く、一つの官署に異質と思われる二つの職権を与えてゐること、仏教を統領する官署と考えられたのに、その地位が中枢官府と並列するほど高いものであつたこと、すでに政界を専横している権臣たちが、長官を兼務することが多い、などの諸点が、その特異性を示すものに他ならない。

本稿ではそれらの点、特に二つの職務が具体的にはいかなる内容をもつて、一つの宣政院において行使されたかを考察し、さらにこのような特異性の由来を追求して、宣政院を解明する一助としたい。

二

之。 宣政院、秩從一品、掌釋教僧徒及吐蕃之境、而隸治

宣政院の職務の一つとして示される「掌釋教僧徒」は、

実際にはどの程度に、どのような問題に關して行使されたのであらうか。

まず釈教を取り扱う官署として、最初に行なわなければ

ならないのは、寺院および僧尼の現状を認識することであらう。『元史』卷一六、世祖本紀　至元二九年（一二九二）

の条の末尾に

宣政院上、天下寺宇四萬二千三百一十八區、僧尼二十
一萬三千一百四十八人。

とあり、宣政院が、寺院・僧尼の実数を集計することを、職務の一つとしていたことを知らしめる。

次に、僧尼に対する度牒給付に関する職務がある。

『元典章』卷三三　礼部六　被剃僧尼給拠の条によれば、
行宣政院の言として、近年避役のため全く僧たる資格のな
いもので、度牒を買うものが多いことを指摘したのち、大
略次のように述べている。今後出家を願うものは「通曉經

文・能詩頌書寫・習坐禪」など一能有るもので、本寺の住持と耆老の保証を得たものに限り、上申して度牒を給し被

剃するよう、と。したがつて、度牒の給付は、最終段階において、宣政院の承認を必要とするのが原則であったことがわかる。また、『元史』卷二十四　仁宗本紀　至大四年（一二三一）二月辛亥の条に

禁宣政院違制度僧。

ある。これは、宣政院が、自ら原則を破つて、僧を度して行った行為に対する禁令ではあるが、このことからも、宣政院が、度僧を職權として保有していたことは明白となるであろう。

三には、修仏事についてである。元朝廷が、その統治の間に行つた仏事は、莫大な数にのぼる。『元史』卷二〇二⑧　釈老伝の記載によれば、大德七年（一二〇三）には、年間五百有余であったという。國家が施主となり、国費をもつて行なう仏事は、当然、宣政院の管轄下にあつたものと想像し得るが、直接それに触れた資料に接することがない。

ただ、『元史』卷二二　武宗本紀　大德十一年（一二〇七）十二月の条に

丁巳、以中書省言、國用浩穰、民貧歲歉。詔宣政院、
併省佛事。

とあり、また、『同』卷三四　文宗本紀　至順元年（一二三三）閏七月戊戌の条には

中書省臣言、内外佛事三百六十七所、用金銀鈔幣不貲。
今國用不充、宣從裁省。命省人及宣政院臣、裁減上都歲作佛事百六十五所、定為百四所。令有司永為歲例。
と記す。また翌年五月の条にも、宣政院の臣が、仏事を淘

汰した記事に接する。これらの記事に共通するのは、いずれも、仏事を減少することを宣政院が行なつてゐる点であるが、減少する権限をもつことは、また増加させる権限も持つていたことを意味する。すなわち宣政院が、修仏事を管轄し、左右し得る立場にあつたことは疑い得ない。

なお、前掲二つの資料は、いずれも中書省の勅告により、皇帝が、宣政院に命じて……との形をとつてゐる点に注意したい。国政の根幹を把握し、もつとも地位の高かつた中書省も、単に仏事を減らすだけの問題に、これだけの手順を必要としたのである。そこに、元朝の修仏事に対する態度と、宣政院という官署の占める比重を感じしめずにはおかないと。

ただ、修仏事に關しては、元朝廷は時に応じて、功德使司^④、または延慶使なる官所を設置した事実があり、宣政院と重複する場合があつた。この間の職務分担を明確にする資料を見ることはできないが、莫大な数にのぼる仏事を一々企画し、運営することは、他に種々な仕事をもつ宣政院だけでは、無理が生ずることは想像に難くない。おそらく、実際の運営には功德使司があたり、その上にたつて、宣政院が總体的な監督を行つたと見るのが妥当であろう。仏事が増加の傾向にあるとき、功德使司が設置されている

ことが、それを語つていると思われる。

四に、寺院および僧尼が、関係して生ずる各種犯罪の処理問題がある。『元史』卷二〇 成宗本紀 大德六年(一三

○二) 一月庚戌の条に

詔、自今僧官僧人犯罪、御史臺與内外宣政院同鞠。宣政院官徇情不公者、聽御史臺治之。

との一文に接する。これは、およそ僧侶の犯罪は、御史台と宣政院が約会して決定するように、との詔敕である。これによつて、宣政院は僧侶、従つて、仏教界の犯罪を処理する権限を御史台との分担という型ではあるが、保持していたことを認め得る。ただ、この場合、宣政院は仏教側の代弁者、または、弁護者の立場にたつことが多かった点を、記事の後半が知らしめている。この点に關しては、『元典章』に二つの記載が見える。卷三九 刑部一 僧盜做賊殺人管民官問者の条は、すでに世祖の聖旨によつて、僧道の殺人・奸盜・説謠などの重罪を犯したものは管民官が詢問し、その他の訴訟や事件は管民官が和尚の頭目と約会して聞え、と定められていたが、のちに、宣政院の官が奏して、「不揀甚麼勾當有呵、約會、一同問者。」即ち、いかなる事件でも、僧の代表と、管民官とが約会して決するように改変した事実を述べている。また、『同』、校補闕文 二之

三 僧人自犯重刑の条は、宣政院が議したところ僧人が重刑を犯せば僧司をして例によつて結案させるべきである。と述べ、御史台が単独で、僧の犯罪を処理することを極力排除し、教団内部のことは教団で処理せんとしている宣政院の態度を明らかにしてゐる。しかし、宣政院のこのよう

な態度は、御史台の職権を侵犯することになり、また、世祖の聖旨が全てに先行する元朝廷において、前述の聖旨が存在するかぎり、維持してゆくことは困難であった。前掲の『元典章』卷三九の記載の後半は、宣政院の奏上によつて全て約会して決したが、僧たちが約会に出席せず、人をゆかせるとその人を打ち、犯人逃匿させるなど、いっこうに解決しないので、上奏したところ、さきの聖旨の体例に

の間であれ、僧尼犯罪の処理の場に発言権を得ていたことは事実であり、一つの職務として、その任にあたつていたことは否定し得ない。

最後に僧尼、寺院に対する課税問題についての宣政院の態度を見たい。元朝廷の示した寺院に対する課税は『元典章』卷二四 戸部 僧道租税体例に示される如く、江南の寺院は、宋滅亡時保有していたか、また、世祖によって賜与された土地を除いて、それ以外の寺院は、元貞元年以前の所得を除いて、他は課税の対象とされ、また、寺院の営む事業に対しても、課税が行なわれるのが原則であった。しかるに『元史』卷二三 武宗本紀 至大二年(一三〇九)

六月の条に

乙亥 中書省臣言。河南江浙省言、宣政院奏免僧道也

里可溫答失蠻租稅。臣等議、田有租、商有稅、乃祖宗成法。今宣政院一體、奏免非制。有旨依舊制徵之。

との記載が見える。これによれば広く宗教諸教団を代表して宣政院が、祖法を無視した免税を奏上し、中書省の抗議に会い不成功に終つたことが知られる。また『通制條格』卷二九、河西僧差稅の条にも河西僧の免税について宣政院の活躍がしのばれる。このような経済問題にも、宣政院は己が任として、仏教側の利益の立場にたつて、発言権を行

辛巳 罷宣政院理問僧人詞訟。

とあって、宣政院の発言は封ぜられ、「有司專決^⑤」に復したのである。しかし、結果はともあれ、また、たとえ暫時

使している。『元史』には、以後もしばしば寺院課税に対する上奏が現われており、寺院の脱税行為が少なくなかったことを知らしめるが、その裏に、宣政院の暗躍による擁護を推察せしめずにはおかないと。

その他、たとえば『明高僧傳』卷一 釋必才傳に見られる『同』卷二 釋弘濟傳の

至正五年、宣政請主會稽之圓通（寺）。

などの如く、高僧を、大寺の住持に推挙すること、藏經版刻の監督^⑤、また廃寺の管理^⑥、などの諸事にも、宣政院の名を見出すことができるるのである。

さて以上述べ來った諸点で明らかなる如く、宣政院は、寺院・僧尼の集計にはじめり、度牒の給付、修仏事、僧尼犯罪の処理、寺院課税問題にいたるまでの、広く佛教界に生ずる全ての問題に関与し、それを自らの職責として遂行したのである。すなわち、「掌教僧徒」は、厳然として宣政院に存在したといえる。ただししかし、官立の官署であり、佛教関係を掌どる、との言から与えられる佛教抑制機関的印象は、この宣政院の場合、全く当てはまらないこと

を代表し、佛教側の勢力拡大に意を用いる佛教行政機関であった。

『元史』卷二三 武宗本紀 至大二年（1309）六月
甲戌の条に見える有名な一文

殿西番僧者、截其手。置之者、斷其舌。

も、宣政院の奏上であった。幸にして実施は阻まれたが、宣政院の立場をもつとも如実に物語る資料であるといえよう。

三

次に宣政院のもう一つの職務として記されている「掌：吐蕃之境」は、いかなる内容を持ち、いかに行使されたかに關して考察の目を轉じなければならない。

まず注意しなければならないのは、前記百官志、宣政院の条の記述、それも宣政院を説明し終ったあと、一字落しの体裁でもって記されている部分である。まず若干の規運提点所を記すが、これは別問題として、さらに続けて、吐蕃等處都宣慰使司元帥府にはじまり、以下宣慰使司二、都元帥府一、元帥府四、安撫使司二、招討使司七、さらにそれぞれの配下にある万戸府、千戸所などを列記している。

百官志の記述は、中央政府におかれた大官署を説明し、次

に一字を落して、その管轄下にある役所を記し、さらに、
その役所の支配下にあるものを、二字落しで記載するのが
原則であった。この点を考慮すれば、前述の一連のものは
すべて宣政院の管轄下にあり、その支配をうけていた、と
見なければならない。また『元史』卷一七 世祖本紀 至
元二十九年（一二九二）二月の条に

庚寅 宣政院臣言。授諸路釋教都總統鞏真朮納思、為
大中大夫土蕃等處宣慰使都元帥。

とあり、「同」同年九月

丁亥、從宣政院言、置烏思藏納里速古兒孫等三路宣慰
使司都元帥。

と記す記載が見える。さらに、至大二年（一二三〇九）の記
事も加えて、これらは、いずれもチベット地方、四川地方
を管する宣慰使・安撫使が、宣政院の言によって任命、設
置、昇格されたことを示しており、これまた、宣政院管轄
を証明する一典拠といえよう。

しかば、これらの宣慰使司以下は、いかなる地域に置
かれたものであったかが問題となるであろう。それが、ひ
いては宣政院の支配地域を示すものに他ならないからであ
る。ここでは、その一連のものに冠せられた地名の中で、
管轄地域を知る上で重要なもののだけを取り上げてみよう。

積石州	(甘肅・臨夏県)
洮州	(甘肅・臨潭県)
河州	(甘肅・河県)
脫思麻路	(甘肅・岷県)
禮店	(甘肅・礼県)
階州	(甘肅・階縣)
松潘	(四川・松潘県)
威州	(四川・理番県)
茂州	(四川・茂県)
天全	(四川・天全県)
碉門	(四川・榮經縣)
魚通	(四川・清溪縣)
雅州	(四川・雅安縣)
寧遠	(四川・西昌縣)
烏思藏	(中部チベットを含む前藏地域)
朵甘思	(青海・中部から東南一帯)
すなわち、甘肅省西南部、および四川省成都より南北に ひいた線より以西、チベット、青海地方がこれに相当する。 言を換えるならば、当時におけるチベット系民族の居住地、 および進出地域であった。なお、烏思藏納里速古兒孫等三 路宣慰使司の支配下として記される一〇の万戸府について は、佐藤長氏が、マルボ史と対象して、チベットの地名に 当てはめておられるので、今は省略する。 ^⑩	
さて、宣慰使司の職務は『元史』卷九一 百官志七によ れば	

掌軍民之務……有政令則布于下郡縣、有請則為達于省、有邊陲軍旅之事則兼都元帥府……。

とあって、政府と人民の意志の疎通をはかり、特に、辺境にあつては都元帥府以下を兼ねて、治安維持の任にあたることであつた。

このような宣慰使司以下を、ことに、辺境地帯といえるチベット地方を管轄するそれらを支配下に持つた宣政院は、具体的には、どのような行動をなしたであろうか。

『元史』はその間の事情を物語る若干の資料を見せてくる。

『同』卷二一 成宗本紀 大德八年（一二〇四）三月戊辰

雲南黎州盜劫也速而帶家屬貲產。命宣政院、督其郡邑、捕之。

と記し、盜賊の逮捕を宣政院が指揮した事實を伝え、さら

に『同』卷二九 泰定帝本紀 泰定元年（一二三四）三月

庚子の条には

以四川行中書省平章政事囊加台、兼宣政院使、往西番

寇參ト郎。

と述べる。これは、寇賊の平定に関するものである。な

お、すでに行中書省平章政事の地位にあつたものにことさ

ら宣政院使を附加していることが興味をひく。また、至

順元年（一二三〇）七月の記事⁽¹⁰⁾は、雲南・四川にまたがる反乱の討伐状況を述べたのち、利害関係の密接な西番に波及することを怖れ、「命宣政院、督所屬軍民、嚴加守備。」と、記したものである。さらに、西番諸駅への賑給も行なつた事実がある。このように、宣政院は、前述した地域において、主として、具体的には、治安維持の任にあたつてはいた。事有れば、所属の軍民を督して、治安を維持する。

その最後の責任を、宣政院は保持していたことが知られる。これが、さらに大きな事件になれば、現地に行宣政院が設置され、直接指揮にあつた。『元史』卷三九 順帝本紀 至元三年（一二三七）五月甲寅の条に

西番賊起、殺鎮西王子党九班。立行宣政院、以也先帖木兒、為院使、往討之。

とあるのがそれである。

ところで、治安維持を任務とし、軍事力を行使することを専務とする官署として、中央には枢密院が存在した。宣政院は、ここでも、中央官府の職權を侵犯することになり、その調整が必要であった。『元史』卷二四 仁宗本紀至大四年（一二三一）六月には

癸卯 敕宣政院、凡西番軍務、必移文樞密院同議、以聞。吐蕃犯永福鎮。敕宣政院、與樞密院遣兵討之。

とある。すなわち、西番の軍務に關しては、宣政院は、必ず枢密院と協議して、事を行え、と定めたものであり、また、そのように実行されたことを示したものである。全軍

のである。

を指揮し得る枢密院と、西番事情に詳しい宣政院との、両者の立場を加味し、両者の軋轢を阻止する意図が感じられる。しかし、その主導権は、あくまで宣政院のものであったことが、次の文よりわかる。すなわち、二ヶ月後の『同』八月丙戌の条に

敕、西番軍務隸宣政院。

と、述べられ、最終責任は、宣政院にゆだねられた。

さて、以上述べたことを綜合すれば、宣政院は、チベット系人種の活動範囲における宣慰使、安撫使以下を掌握し、治安維持の任を担当してきたことが明白となつた。チベット地方に対する諸種の行政は、政教一致の政体を利用して、帝→帝師→各大寺の長の命令系統をもつて行なわれ、さらに、俗権を代表する万戸の長がそれを援助したと推定される。⁽¹²⁾ したがつて、殘る大きな仕事である治安の確保を、宣政院が行使したのである。「掌吐蕃之境」は、厳密にいえば、治安維持の面において、元朝一代を通じて遂行されたのである。ひいては、それが帝師を擁護することになり、元朝のラマ教崇拝を、増進する結果にもなつた

四

仏教界の利益を代表して、仏教行政全般に意をそそぐ一方、チベット、およびその周辺の治安を確保する、という直接関係しない二つの職掌を兼務する變則的な官署。その宣政院は、ある時は、修仏事の増加による国費消耗を憂うる中書省と、またある時は、僧尼犯罪の処理の場において御史台と、さらに、西番用兵問題で枢密院と、それぞれにその職権を競いつつも、元朝統治の最後まで一度として廃されることなく存在し、その地位と職権を保ちつづけた。その理由はいかなるところに存するのであろうか。これを、単にモンゴル族朝廷のもつ未熟な行政組織の表現の一つと解するのはいささか早計の感が深い。ここではまず、なにが故に、二つの異質の職掌が、宣政院に与えられたかを、その宣政院を出現せしめる基盤となつた総制院の創立当初の状勢から考察したい。

総制院について記す資料は、きわめてとぼしい。まず『元史』卷八七 百官志三 宣政院の条に、

至元初立総制院、而領以國師。

とあって、厳密な年代は知ることができないが、世祖の至

元の初め（一二六四）頃に創設されたという。さらに、その職務の内容については『元史』卷二〇五（姦臣伝）桑哥伝の中に見えている。

至元中擢為総制院使。総制院者、掌浮圖氏之教、兼治吐蕃之事。……桑哥、又以総制院所統西番諸宣慰司軍民財穀事體甚重。宜有以崇異之。

と。これによると、総制院は浮図、すなわち仏教を掌握し、宣慰司を従え、吐蕃を統治することを、その職務としたのである。前述した宣政院のもつ二つの職務は、実は、総制院の創置当初に与えられた職掌を、忠実に継承したものであることを察知し得る。この点を前提として、再度、異質な二つの職務に關する考察を試みるならば、実は総制院創立時においては、この二つの職務は、異質なものではなく、併列させて当然と考えられていたことに気づくのである。それを証明するためには、次の諸点を認識しなければならない。まず、(一)総制院創置の至元の初は、世祖フビライが、強引とも思える手段を用いて、独自に汗位につき元帝国の建国を宣言してから数年を経過したにすぎない時期であった点である。したがって、彼の周囲には、正系汗位を称し、武力行使したアリブハ⁽¹⁾は降ったものの、それを援護したオゴタイ・ハーン国、チャガタイ・ハ

ーン国の脅威が存在したし、江南には未だ宋が、厳然として存在していた。(二)従つて吐蕃、即ち、チベットをその支配下に確保することは、世祖にとってきわめて重要な意味をもつものであった。(三)は、初代帝師となつた八思巴⁽²⁾の存在である。『フウラン・テブテル』によれば

【パクパはクビライに】灌頂した。それから、【クビライ】を檀越とし【パクパ】を帰依処としての交わりが結ばれた。セチエン（リクビライ）が王位に即いて後：とあって、世祖とバスピとの親交は、世祖の潜邸時代にはじまっている。以後、一二六〇年、建国と同時に国師に任じ、モンゴル族の国字ともなるべき蒙古字（バスピ文字）の製作をゆだね、さらに、異例といえる帝師という地位を与えていた。このパクパはラマ教の中でも、当時もつとも勢力を伸しつつあつたサキヤ派の指導者であった。

また、四ラマ教のもつ密教的または儀式仏教的因素が、モンゴル人の間に歓迎され、ひろまりつつあつた。ここに着目した世祖は因これを、国教として採用したのである。世祖が、もつとも警戒したのは、支配者モンゴル人が、文化的に漢人に圧倒されることであった。漢人にとって、未知であり、そして、異質なラマ教を、支配者の宗教としてもつことは、モンゴル人の独自性を強調することになり、

漢化にブレークをかけることにほかない。併そのラマ教の国チベットは、政教一致的傾向のきわめて強いところであった。

以上の五点を認識し、まとめるならば、至元の初における総制院創設の意図はきわめて明確となるであろう。世祖はチベットを掌握するためと、蒙古至上主義を示さんがために、パスピの力を必要とし、パスピまたチベットでのサキヤ派勢力維持のため、世祖の力を必要とした。総制院設置を記す前掲の資料の「領以國師」の国師は、パスピであったにちがいない。そしてまた、その総制院にゆだねた二つの職務「掌浮圖氏之教」「治吐蕃之事」は、その当時において世祖にとっても、パスピにとっても、一体のものと考えられて、何ら矛盾を感じしめるものではなかつたのである。『元史』卷二〇二积老伝には、宣政院の設置の意図を述べて

元起朔方、固已崇尚釋教。及得西域、世祖、以其地廣而險遠、民獷而好鬪、思有以因其俗、而柔其人。乃郡縣土蕃之地設官、分職、而領之於帝師、乃立宣政院。

とある。しかし「及得西域」「郡縣土蕃之地設官」を中心として、この記事から受ける印象は至元二十五年（一二八八）の宣政院設置当時のものではなく、至元の初、総制院設置

の時のものと思われる。のちに、宣政院に昇格したことを知った編者の改変であり、帝師は國師に、宣政院は総制院に、改むべきであろう。この観点にたってこの記事を再読すると其俗、即ちラマ教で、其人、即ちチベットの人々を教化、把握せんとした世祖の意図は如実にうかがわれ、世祖の考え方を証左している。

のちの状況から判断して、異質と考えられる宣政院の二つの職務は、その前身の総制院にたち帰つて、始めて一つのものとしての解釈が成立するのである。これが、異質と感じられるようになるのは、江南征服を終えてのち、ラマ教とは異つた中国仏教、特に江南仏教に対する行政が、総制院にゆだねられて、繁雑化してからであり、はつきり異質化するのは『元史』卷一六 世祖本紀 至元二八年（一二九二）九月

丙午、立行宣政院、治杭州。

の事実からであろう。¹⁵⁾

五

さて、その総制院（秩正二品¹⁶⁾）を、宣政院（秩從一品）と改名し、中枢官府に並列する地位に昇格せしめたのは、姦臣として名高い桑哥であった。その桑哥の意図はいざこ

に存したのであるうか。先に引用した桑哥伝の資料に明らかなく、彼は、いち早く総制院使となり、そして、その立場から、西番の重要性を強調し、これをさらに重んずべきであると訴え、総制院を昇格せしめたのである。桑哥の伝によれば、

膽巴國師之弟子也。能通諸國言語、故嘗為西蕃譯史。とあり、神異のラマ僧として著名であった胆巴⁽⁵⁾に師事し、チベット語の通訳官をしていたこともあったという。そして総制院使。おそらく、当時の朝廷にあって、彼はもっともチベット事情に通じた人物といえよう。宣政院への改名も、百官志によれば

因唐制吐蕃來朝、見於宣政殿之故、更名宣政院。

と記すが、これも桑哥の建言にちがいない。このようなチベット通の彼が、チベットを管轄する役所の重要性を主張し、昇格を上奏したのは、まことに妥当な処置といわねばならない。彼がかかけた昇格の理由と、「宣政」の名の由来からも、彼の意図は、仏教行政よりも、吐蕃統治に重き

をおき、宣政院を、チベットに対する植民地的な色彩に染めんとしたところにあつたことは想像に難くない。桑哥は、この総制院の昇格を上奏した至元二十五年(一二八八)には、すでに当時の政界最高の地位である尚書右丞相⁽⁶⁾にあつた。しかし、もし、彼が本心から支配体制の整理・強化をのぞんだのであるならば、漢地仏教に対する各種行政をもその職務に加え、多様化しつつあつた総制院を、吐蕃統治と仏教行政とに分割、再組織するに適当な時期であつた。にもかかわらず、彼は単なる昇格を行つただけである。しかも、彼はそのまま自選して宣政院使におさまつてしまつてゐる。これらの点を見るならば、桑哥は吐蕃統治の実績をも加えて、その宰相の地位を確保し、さらに仏教行政を利用して、私腹をこやさんがために、院使在職中に築き上げた固い地盤をもつ総制院を、ことさらに昇格させた感が濃い。彼が、江南佛教總統である楊璉真伽の黒幕となつて行つた暴虐の数々や、誅せられてのち発見された彼の財産の、まことに莫大であつたことも、それを証明するものであろう。

宣政院のもつ特異性の一つであるその高い地位と独特な立場は、実は、桑哥の私欲と保身から由来したもの、と見ることができよう。

また、桑哥が尚書右丞相の地位にあつて、宣政院使を兼務したことが先鞭となつた。以後に出現する多くの権臣たちは、政界最高位で権力を振いつつ、なお宣政院使を兼務することが多い。鉄木迭兒⁽⁷⁾、伯顏⁽⁸⁾、哈麻⁽⁹⁾、撈思監⁽¹⁰⁾など特に

姦臣とよばれるものにその例がある。おそらく、宣政院が（一）ことさらに仏教側を刺戟しなければ、比較的失政の少ない官署であり、そのうえ私腹をこやしやすいこと、（二）仏教行政・吐蕃行政の両面から、皇室より深い尊崇を受けていたるラマ僧に接近することによって、帝の信任を得る機会が多いこと、などがその理由であろう。前述した如く宣政院が仏教統制機関ではなく、仏教優遇機関であり、吐蕃の治安維持に心をくだく官署であらねばならなかつたこと、また変則的官署でありながら存続しなければならなかつたことは、宣政院がこのような姦臣達の勢力保持と拡大のために、もつとも都合のよい場所であつたことを示している。

そのように組織し、性格づけを行つて利用したのが桑哥にほかならないのである。

六

さて、以上論述し来つた諸点により、二つの職掌を遂行した宣政院、および桑哥によつて、性格づけられた宣政院の姿はほぼ明らかになつた。「半ば僧に奪われた元朝」にあつて、吐蕃の平和と、仏教擁護に勤いた宣政院の存在は、きわめて重大な意味をもつものといわねばならない。このうえは、各々の権臣たちが、具体的には、どのように

宣政院を利用したかを考察すれば、宣政院の姿はより明確に浮彫りされるであろうが、それは後にゆずつて、本稿は、宣政院のもつ基本的性格と、その依つて来るゆえんを論述したにとどめたい。

註①

野上俊静「元の宣政院に就いて」(羽田博士頌寿記念『東洋史論叢』所収)

② 自至元三十年間、醮禱佛事之目僅百有二。大德七年、再

立功德司、遂增至五百有餘。

③ 『元史』卷三五 文宗本紀 至順二年(一三三二)五月

甲辰 宣政院臣言、舊制列聖神御殿及諸寺所作佛事、每歲

計二百十六。今汰其十六、為定式制可。

④ 野上俊静「元の功德使司に就いて」(『支那仏教史学』六

卷四号所収) 参照。

⑤ 『元史』卷二十四 仁宗本紀 皇慶元年(一三二二)春正

月癸卯、勅諸僧犯奸盜詐偽闡訟、仍令有司、專治之。

⑥ 『元史』卷十八 成宗本紀 至元三十一年(一二九四)

十一月丁巳 罷宣政院所刻河西藏經。

⑦ 『元史』卷四七 順帝本紀 至正三十六年(一三六六)

五月癸未 福建行宣政院以廃寺錢糧、由海道、送京師。

⑧ 『元史』卷三二 武宗本紀 至大二年(一三〇九)七月

壬辰、宣政院臣言。武靖王納思班與朵思麻宣慰司、松潘

畠若威茂州等處安撫司管內、西番充魯卜降、胡漢民四種人

雜處。……宣撫司官、皆他郡人、不知蠻夷事。……何

以撫治。宜改安撫司為宣撫司。……詔改松潘暨宕威茂州

安撫司為宣撫司遷治茂州汶川縣。

⑨ 佐藤長「元末明初のチベット状勢」(『明代滿蒙史研究』

所収) 参照。

⑩ 『元史』卷三四 文宗本紀 至順元年(一三三〇)七月

丁丑

記す。

- (11) 『元史』卷二六 仁宗本紀 延祐六年(一三一九)四月
内午、命宣政院、賑給西番諸驛。
(12) Tibetan Painted Scrolls II に掲載されているシャー
ル寺発見の文書は帝師からシャール寺の長へ、または俗人
の長への形式で租税の不法搾取など不正行為をいましめ、
寺院に対するつとめをはたすように命令したものである。
これによつてチベット行政の命令系統の一端を推測し得
る。

(13) 『新元史』卷一〇 阿里不哥伝。

- (14) 稲葉正就「元の帝師に関する研究」(大谷大学研究年
報)第十七集)参照。

- (15) 『元史』卷一〇一 累老伝、『仏祖歴代通載』卷二一な
どに伝を記す。

- (16) 稲葉正就・佐藤長共訳『フウラン・デブテル』一一九頁
参照。

- (17) 江南教總統所および江南におかれた行宣政院について
は前記①「元の宣政院に就いて」参照。

- (18) 『新元史』卷五八 百官志四 宣政院の条に總制院の創
設をのべて、その脚注に「元典章、總制院使正二品」と

(19) 『元史』百官志によると、中書省 秩正一品、枢密院
秩從一品、御史台 秩從一品。

(20) 『元史』卷一〇一 累老伝、『仏祖歴代通載』卷三五な
どに伝を記す。

(21) 『元史』卷一四 世祖本紀 至元二十四年(一二八七)
十一月壬辰 以桑哥為金紫光祿大夫尚書右丞相兼總制院使
領功德使司事。とある。伝では一ヶ月早い十月のこととし
ている。

(22) 『元史』卷一五 世祖本紀 至元二十五年(一二八八)
十一月甲辰 改釋教總制院、為宣政院。秩從一品、印用三

臺。以尚書右丞相桑哥兼宣政使。桑哥伝は「奏改為宣政
院。……世祖所用何人。對曰。臣與脫因……」。

(23) 野上俊靜「桑哥と楊璉真伽」(大谷大学研究年報)第
十一集所収)参照。

『元史』卷二〇五 桑臣伝。

『元史』卷二三八。

『元史』卷二〇五 桑臣伝。

『元史』卷二〇五 桑臣伝。